

## (仮称) 野洲市立病院整備基本計画評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 (仮称) 野洲市立病院整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、学識経験者や医療機関の関係者等による客観的評価及び意見を反映させるため、(仮称) 野洲市立病院整備基本計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案の評価及びその結果を市長に報告すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 評価委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関等の関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 評価委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、政策調整部企画調整課地域戦略室において処理する。

### (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

#### (会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以降最初に開催される評価委員会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### (この告示の失効)

3 この告示は、基本計画が策定された日をもって、その効力を失う。